

# 北海道・東北学生オリエンテーリング連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 1. 本連盟は北海道・東北学生オリエンテーリング連盟と称する。  
2. 本学連の所在を以下に定める。  
(事務局長の自宅住所を記載のため、プライバシー保護の観点より、公開される規約では記載しない。)

(目的)

- 第2条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と称す)の下部組織として、北海道・東北の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つ、それを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、オリエンテーリングの普及・発展に寄与し、且つ加盟校相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1 合同合宿の開催  
2 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選(インカレセレクション)  
3 学連誌の発行  
4 その他本連盟に適う一切の事業

(統轄地域)

- 第4条 本連盟は、北海道・青森県・秋田県・山形県・岩手県・宮城県・福島県の一都六県を統轄する。

(年度)

- 第5条 本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 加盟

(加盟資格)

- 第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行規則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高

等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4・5年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

- 第7条 本連盟の加盟形態には、正加盟・準加盟の二種類とする。

(加盟)

- 第8条 本連盟の加盟を認められた者は、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月1日以降、加盟・変更・取消があるときは、その都度通知しなければならない。ただし、年度中の加盟は12月31日までを有効とする。  
加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

- 第9条 本連盟に加盟する者は、名簿提出の際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(正加盟校)

- 第10条 正加盟校は日本学連総会及び本連盟総会への出席・参加について権利を有し、義務を負う。また、本連盟の労務の分担の義務を負う。

本連盟の正加盟校は日本学連の加盟校の地位を取得する。

正加盟校には正加盟校たるにふさわしい積極的な活動が求められる。

日本学連加盟校としての義務を著しく怠った場合には、本連盟正加盟校及び日本学連加盟校の地位を失う。

(準加盟校)

- 第11条 準加盟校は総会の出席・参加につき権利を有し、義務を負う。

本連盟の準加盟校は日本学連準加盟校の地位を取得する。

(加盟・脱退)

- 第12条 加盟・脱退及び加盟形態の変更は、総会における承認を要する。

準加盟から正加盟への加盟形態の変更は準加盟後一年の期間を要する。

### 第3章 総会

(総会)

第13条 総会は全加盟校の代表及び役員によって構成される。

総会は加盟校総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の職務)

第14条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
  2. 役員を選出及び罷免
  3. 規約の改正
  4. その他、本連盟の運営に関する重要事項
- 総会において、各加盟校は本連盟の運営もしくは資産の状況又は役員の事務執行について、役員に対して意見を述べるができる。

(総会の招集)

第15条 総会は以下の場合に幹事長が招集する。

1. 年二回、合同合宿及び年度末の定期総会
  2. 幹事長が開催を必要と判断した時。
  3. 加盟校総数の4分の一以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合
- 幹事長は、前項第3号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長一人をおく。

議長は他の案件に先立って選出される。

(委任状)

第17条 総会にやむをえず出席できない加盟校は、別の定める規則により議長宛に委任状を託さなければなら

ない。

(議決)

第18条 総会において、加盟校は平等の議決権・選挙権を有する。

総会の議事は出席校数の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(緊急事項)

第19条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

### 第4章 役員

(役員)

第20条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 参与 若干名
4. 諮問委員長 1名
5. 代表幹事 1名
6. 幹事長 1名
7. 副幹事長 1名
8. 会計 1名
9. 事務局長 1名
10. 広報部長 1名
11. 事業部長 1名
12. 会計監査 1名
13. 幹事長補佐 1名

(会長)

第21条 会長は、本連盟を代表する。  
会長は幹事長が推薦する。

(副会長)

第22条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときこれを代行する。  
副会長は幹事長が推薦する。

(参与)

第23条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。  
参与は幹事長が推薦する。

(諮問委員長)

第24条 諮問委員長は諮問委員会を代表する。

(代表幹事)

第25条 代表幹事は北海道・東北地区代表幹事として日本学連の業務を処理する。

(幹事長)

第26条 幹事長は総会等で決定された意志に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)

第27条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第28条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第29条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(幹事長補佐)

第30条 幹事長は必要に応じて相談役として幹事長補佐をおくことができる。

幹事長補佐は、役員経験者の中から幹事長が指名する。

(役員の選出)

第31条 第20条第1号から第3号に定めたる役員は、総会の承認により決定する。

第20条第4号に定めたる役員は、幹事長が推薦し総会の承認により決定する。

第20条第5号から第11号に定めたる役員は、加盟校構成員の中から総会の承認を得て決定する。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

## 第5章 事務機構

(事務機構)

第33条 本連盟に次の事務機構を置く。

1. 事務局 本連盟の一切の事務を行う。
2. 広報部 本連盟の広報誌の発行及び必要事項の連絡を行う。
3. 事業部 本連盟の事業の企画・実行を行う。

(事務機構の構成)

第34条 各部局は本連盟加盟員によって構成され、第31条3項の定めによって選出される部長、若しくは局長

により構成される。

## 第6章 諮問委員

(諮問委員)

第35条 本連盟及び日本学連の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意志のあるもの、または、北海道・東北に在住の日本学連賛助会員は、諮問委員になることができる。幹事長がこれを任命(委員長は推薦)する。

(諮問委員会)

第36条 諮問委員会は、第35条に定めたる諮問委員によって構成される。

諮問委員会は次の活動を行う。

1. 本連盟の活動に対する援助
2. その他必要と認められた事項

(諮問委員会総会)

第37条 諮問委員会総会は次の場合、諮問委員長がこれを招集する。

1. 諮問委員長が必要と認めた場合
2. 総会が開催を議決した場合

## 第7章 経費

(経費)

第38条 本連盟の経費は、次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金、寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第39条 加盟料の金額は、総会の承認を経て別に定める。

## 第8章 改正

(改正)

第40条 本規約の改正は、総会において加盟校総数の過半数をもって決し、日本学連総会において承認されなければならない。

## 第9章 補則

(細則)

第41条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

第42条 本規約は、平成6年4月1日から施行する。

昭和60年11月3日 制定

昭和62年11月23日 改正

昭和63年8月16日 改正

平成2年8月17日 改正

平成5年11月13日 改正

平成11年11月13日 改正